



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) อ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 58 (2015年10月15日発行)

みなさん、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報 Vol. 58 は「歳入局ニュース：訴訟を知っておこう “税務訴訟と時効”」についてお送り致します。

歳入局ニュース：訴訟を知っておこう “税務訴訟と時効”

★訴訟になる前に知っておこう！ 税務訴訟時効は 10 年★

法律を知ることは難しいとされており、税務訴訟においての時効がどのようになっているのかも知っておくべきことだが、努力には勝らず。理解する準備ができているのなら、自分が訴訟になる前に、他人の訴訟を知っておこう。

【質問】 歳入局の税務訴訟開始はどの日から数えるのか？

【回答】

歳入局は納税期限を過ぎた際に、脱税とみなす。税金滞納者との税務訴訟を開始し、回収を急ぎ、最終的に 10 年の時効以内に起訴する。脱税の原則、時効は何年でどの日から数えるかについては、歳入法典には時効が規定されていないため、民事及び商法の時効 10 年が適用されることになり、徴収権が有効となった時より数え始める。

以下は事例である。

~~~~~

【事例】

有限会社 A が法人税申告書を提出しなかった。歳入局は法人税申告書提出期限の最終日より徴収権を行使する可能性がある。正しく提出しなかった場合、時効は提出期限日後から一日と数える。歳入局係官は全税目の調査のため召喚状を発行し、有限会社 A に召喚及び証憑書類等の提出を通知する。

有限会社 A が歳入局に出向かず、書類を提出しない場合（税務訴訟の時効は召喚状に従わない時点で再カウントされない）、歳入局係官は正確とみなされる額に基づき法人税及び付加価値税の査定を行わなければならない（この時点では、まだ査定通知書が送付されていないため、税務訴訟の時効も再カウントされない）。

歳入局査定係官は、まず査定通知書を有限会社 A に対し送付通知し査定通知書に基づく

税金の支払期限を規定する。その後、歳入局は法人税及び付加価値税査定を有限会社 A に対し、

有限会社 A に査定に基づく滞納税額を査定通知書受領より 30 日以内に歳入局に納付するよう、合法的に通知する。訴訟にのみ影響するとみなされる行為が税務訴訟の最初の時効を中断させる事象となり、経過した期間は合わせて数えることはない。第 2 回目の新時効 10 年は、30 日以内の納税期限終了後より再カウントされることとなる（第 2 回目の新時効は、納税期限を定めた日より数えて 30 日経過後より更に 10 年間、一から数え直される）。

その後、有限会社 A が、査定通知を受けた後、査定に基づく税金の分割払いを要望し、有限会社 A が信用状況を受け入れ、歳入局に対し債務を一部支払ったため、第 2 回目に再カウントした時効が無効となり、経過した時効の期間は 2 回ともに合わせて数えない。有限会社 A が、歳入局に対し税金を全て完納した場合、時効について、もう考える必要はないが、もしも有限会社 A が、いずれかの支払回に債務不履行となった場合、もう一度、第 3 回目の 10 年間の時効が、その支払回の債務不履行となった日より発生することになる。よって歳入局への納税不履行 3 回で、時効が 30 年延期になる可能性もある。

(最高裁判決番号 15365/2557 より)

★販売のお知らせ★

1. 今回のトピックのタイ語原文:700 THB (2 ページ)

お問い合わせ: [jpntans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntans@tjprannarai.co.th)

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

次回は、2015 年 11 月 19 日(木) です

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓  
<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

★知りたい情報や法律などございましたらご連絡の程お願い致します。

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&A など難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

\*詳細につきましてはご相談ください。

## ★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>